

雇用保険電子申請アドバイザーがサポートします

「雇用保険電子申請アドバイザー」とは。

ハローワーク金沢の適用課に、雇用保険電子申請手続き推進のための窓口「雇用保険電子申請相談コーナー」を設置し、社会保険労務士による専門のアドバイザー「雇用保険電子申請アドバイザー」を配置し、事業所への訪問、ご来所された方へ、電子申請手続きや利用方法の説明・相談を承っています。

○雇用保険電子申請アドバイザー配置日は月・金（9：00～17：15）です。
※ご来所での相談をご希望の方は、訪問相談等により不在にすることがございますので、事前にお問い合わせください。

○事業所への訪問を希望、その他お問い合わせは
休祝日、12/28～1/3を除く8：30～17：15

石川労働局電子申請事務センター TEL 076-265-4421

「電子申請」が便利です、是非ご利用ください。

○ **電子申請なら、24時間、365日いつでも申請可能！**

そのうえ、窓口での提出のような待ち時間がありません。（ただし、返戻には時間をいただくことがあります。特に年度当初の繁忙期には「資格喪失届（離職票あり）」を優先して返戻するため、その他の届出等の返戻には時間がかかることがあります。）

○ **個人情報の持ち運びが不要！** 個人情報保護の観点から安全性が高まります。
ハローワークへの届出書にはマイナンバーの記載の徹底をお願いします。

ハローワークに来所いただく手間も、書類を郵送する費用もかからないため、

○ **時間とコストをかけずに申請できます！**

電子申請は



イーガブで!!

<e-Govについて> e-Gov(イーガブ)とは総務省が運営する行政サービスの総合窓口です。厚生労働省をはじめ、各省庁への申請や届出がオンラインで行えます。

▶ e-Govの操作方法等については、電子政府利用支援センターにお問い合わせください。

電話番号：050-3786-2225 / F A X：050-3786-2226

e-Gov お問い合わせフォーム：<https://www.e-gov.go.jp/contact/form/enquete.html>

<参考マニュアル> ・オンライン申請ガイドブック <http://www.e-gov.go.jp/doc/pdf/guidebook.pdf>
・雇用保険手続マニュアル <http://www.mhlw.go.jp/sinsei/tetuzuki/e-gov/>
・e-Gov 電子申請講習会資料 <http://www.e-gov.go.jp/help/shinsei/seminar.html>

※電子申請を行うには「電子署名」が必要となりますが、事業主個人の公的個人認証サービスの電子証明書でも利用が可能です。